

## 2014年度 障がい福祉課 統計資料

### 目次

2014年度の障がい福祉課	1
1. 身体・知的障がい児・者の現況	1
(1) 身体障害者手帳の交付	1
(2) 療育手帳（愛の手帳）の交付	2
2. 障がい児・者医療対策	2
心身障がい児・者医療費の助成	2
3. 障害者総合支援法	2
障害福祉サービス利用状況	3
4. 地域生活の援助	4
(1) 日常生活の援助	4
① 補装具の交付・修理	4
② 日常生活用具の給付	4
③ 難病医療患者ホームヘルパーの派遣	6
④ 手話通訳者・要約筆記者の派遣	6
⑤ 重度脳性麻痺者等介護人派遣	7
⑥ 身体障がい者・知的障がい者緊急一時保護事業	7
⑦ 障がい児（者）福祉員制度	7
⑧ 身体障がい者緊急通報システム	8
⑨ 身体障害者・知的障害者相談員	8
⑩ 心身障がい者通院交通費の助成	8
⑪ 在宅重度障害者福祉手当事業	8
⑫ 心身障害者福祉手当事業	9
⑬ 情報提供	9
(2) 移動手段の確保	9
① 障がい者移動支援事業	9
② 自動車運転免許取得費の助成	10
③ 自動車改造費の助成	10

	5. 社会参加・自立の支援	11
	(1) 団体の育成等	11
	① 補助団体	11
	② リス園・ダリア園の入園者数	11
	(2) 生活支援・就労支援事業	12
	① 障がい者地域生活自立支援	12
	② 障がい者就労・生活支援センター	13
	(3) 余暇・スポーツ等	13
	① 障がい者スポーツ大会	13
	② 障がい児スポーツ教室	14
	③ 障がい者等いこいの家（協定宿泊施設）	14
	(4) 施設	14
	指定管理施設	14
	6. 精神障がい者への支援	18
	(1) 精神障がい者の現状	18
	(2) 精神障がい者地域生活支援センター	19
	(3) 精神障がい者及び家族の緊急一時保護事業（さるびあホーム）	20
	(4) 団体の育成等	21

## 2014年度の障がい福祉課

### ■「町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）」を策定しました

町田市障がい福祉事業計画（第3期計画）が2014年度で終了することに伴い、2014年度は町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）の策定を行いました。町田市障がい福祉事業計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るものです。町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）は2015年度から2017年度までの3年間の計画です。

### 1. 身体・知的障がい児・者の状況

町田市における障がい児・者の状況を手帳の交付状況でみると、2015年1月1日現在、身体障害者手帳の所持者は11,686人で、総人口(外国人含)426,648人に占める割合は約2.7%になっています。

一方、愛の手帳の所持者は2,906人で総人口比は約0.7%となっています。

約0.1%の人口増加に対して身体障害者手帳所持者は約0.5%、愛の手帳所持者は約2.7%の増加となっています。

#### (1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳所持者数													
(各年1月1日現在) (単位:人)													
年	視覚		聴覚		音声・言語		肢体		内部		計		
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	
2011	7	712	72	888	2	98	205	5,935	46	3,077	332	10,710	
2012	9	699	72	905	2	107	205	6,079	51	3,114	339	10,904	
2013	7	712	73	923	4	109	194	6,162	46	3,173	324	11,079	
2014	7	741	75	931	3	105	187	6,237	42	3,303	314	11,317	
2015	8	762	69	951	3	113	177	6,234	50	3,319	307	11,379	
等級別													
1級	4	240	1	43	0	1	85	1,302	24	2,339	114	3,925	
2	2	225	31	331	0	3	45	1,215	0	35	78	1,809	
3	1	61	14	113	2	65	25	1,165	18	260	60	1,664	
4	0	62	5	169	1	44	10	1,831	8	685	24	2,791	
5	1	125	0	6			8	459			9	590	
6	0	49	18	289			4	262			22	600	

## (2) 療育手帳（愛の手帳）の交付

年	最重度・1度		重度・2度		中度・3度		軽度・4度		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
2011	16	78	202	600	164	475	353	643	735	1,796
2012	15	83	202	614	152	482	378	690	747	1,869
2013	15	87	194	631	165	504	399	727	773	1,949
2014	16	92	196	642	177	505	412	790	801	2,029
2015	15	99	184	667	185	508	400	848	784	2,122

## 2. 障がい児・者医療対策

### 心身障がい児・者医療費の助成

一定条件を満たす身体障害者手帳1・2級（内部障害1～3級）愛の手帳1・2度の方に医療費の自己負担分（保険適用分）の助成を行っています。

### 心身障がい児・者医療費の助成状況

#### 心身障がい児・者医療費の助成状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
医療受給者数（人）	3,699	3,696	3,729	3,735	3,705

※各年度8月末日現在

## 3. 障害者総合支援法

従来の支援費制度に変わり、障害者自立支援法が2006年4月から施行されました。

障害者自立支援法は、障がいのある人々が、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、共通の障害福祉サービスの中から必要とするサービスを利用するための法律です。利用者自らが利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを利用します。

いずれの制度も、サービスの提供に要した費用から利用者負担額を除いた金額を支払うものですが、会計年度は事業者から請求された月（サービスを提供した月の翌月）を基準とします。

2013年4月、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

障害者総合支援法 福祉サービス

(単位:千円)

年度	障害福祉サービス費等	補装具費	療養介護医療費	自立支援医療費(更生医療)	合計
2010年度	4,373,400	106,233	1,624	356,106	4,837,363
2011年度	4,843,385	106,804	1,146	372,999	5,324,334
2012年度	5,716,371	102,543	32,728	355,683	6,207,325
2013年度	6,080,074	122,754	36,364	365,227	6,604,419
2014年度	6,333,308	119,436	35,172	365,765	6,853,681

障害福祉サービス利用状況

障害福祉サービスの利用者数及び支給決定者数

(単位:人)

サービス種類	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		
	月間平均利用者数	年度末支給決定者数	月間平均利用者数	年度末支給決定者数	月間平均利用者数	年度末支給決定者数	月間平均利用者数	年度末支給決定者数	月間平均利用者数	年度末支給決定者数	
新法	訪問系サービス ※1	445.4	637	507.5	806	546.0	810	568.0	844	580.0	876
	日中活動系サービス※2	1210.4	1406	1437.8	1724	1685.0	1916	1827.0	1977	1854.0	2011
	短期入所	81.3	895	90.0	904	111.0	917	125.0	949	135.0	1002
	療養介護	4.4	5	3.4	3	42.0	43	40.0	40	41.0	43
	居住系サービス ※3	176.4	198	212.8	248	234.0	266	260.0	271	264.0	280
	施設入所支援	151.9	164	218.8	231	239.0	246	235.0	240	235.0	239
旧法	旧法施設支援費(入所)	107.2	98	29.3	25	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	旧法施設支援費(通所)	78.8	82	68.9	44	0.0	0	0.0	0	0.0	0

※1 「訪問系サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援、同行援護(2011年10月から開始)です。

※2 「日中活動系サービス」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービスです。

※3 「居住系サービス」は、共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)です。(2014年度からケアホームが廃止されグループホームと統合)

☆ 旧法サービスで、利用者数と決定者数が逆転している箇所がありますが、年度中に旧法施設から新法施設へ移行したためです。

なお、旧法施設は2011年度末までに、すべて新法施設に移行しました。

## 4. 地域生活の援助

### (1) 日常生活の援助

#### ① 補装具の交付・修理

障がいのある部分を補って、必要な身体機能を得るための用具の交付・修理を行います。補装具（車いす・装具・補聴器・杖等）の交付及び修理が、2006年10月から障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の支給項目に移行しました。

障がい別補装具費給付状況

（単位：千円）

年 度	総 数		視覚障がい		聴覚平衡機能障がい		肢体不自由	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2010年度	525	85,526	42	597	126	11,419	357	73,510
2011年度	511	83,583	33	473	101	8,843	377	74,267
2012年度	532	79,665	51	684	133	8,720	348	70,261
2013年度	641	94,427	54	1,018	193	12,642	394	80,767
2014年度	544	93,872	61	836	116	8,135	367	84,901

注：修理件数、金額を除く

#### ② 日常生活用具の給付

障がい者の日常生活や介護者の利便を図るため、電動ベッド、シャワーチェアや点字図書等助成などの給付、浴場やトイレの改善を行いました。また、住宅改修に際して重度身体障がい者の状況にあった改修をするため、建築士等に住宅改修のアドバイスを受けられるようにしました。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）により、児童と成人の区分がなくなり、また住宅改修が日常生活用具給付の項目（居宅生活動作補助用具）に移行しました。

日常生活用具の給付状況

種目	年度・件数	2010	2011	2012	2013	2014
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
浴槽		0	1	0	0	0
浴槽（湯沸器含む）		1	2	1	6	2
入浴担架		9	8	6	3	6
入浴補助用具		29	45	27	31	36
移動用リフト		3	5	4	3	4
歩行支援用具		17	27	14	24	23
便器		2	7	3	2	4
特殊便器		6	4	4	7	5
特殊マット		19	10	7	17	20
頭部保護帽		7	10	20	8	7
訓練いす		0	1	0	0	1
携帯用会話補助装置		5	3	5	3	3
火災警報器		0	1	0	0	0
自動消火装置		0	1	0	0	0
特殊寝台		18	17	11	19	32
体位変換器		2	1	1	4	4
特殊尿器		1	0	0	0	0
ポータブルレコーダー		9	15	19	17	19
盲人用時計		9	14	12	14	18
点字タイプライター		2	0	2	1	1
体温計（音声式）		2	11	3	7	5
体重計		5	11	3	9	4
電磁調理器		4	1	1	5	3
視覚障害者用拡大読書器		28	21	25	20	29
音響案内装置		0	0	1	2	5
点字ディスプレイ		4	1	4	1	2
活字文書読み上げ装置		0	1	0	1	0
聴覚障害者用屋内信号装置		8	8	7	14	12
聴覚障害者用通信装置		24	30	9	19	17
フラッシュベル		3	1	1	3	4
情報受信装置		3	3	0	0	3
会議用拡聴器		0	0	0	2	1
携帯用信号装置		1	2	1	3	0
歩行時間延長信号機用小型送信機		1	0	0	0	0
ガス安全システム		0	0	0	0	0
ネブライザー（吸入器）		8	13	10	8	8
電気式たん吸引器		32	37	30	45	38
空気清浄器		1	3	2	2	4
透析液加温器		6	4	4	1	6
ルームクーラー		8	3	1	4	6
視覚障害者用ワードプロセッサ		0	0	0	0	0
点字図書		5	4	7	9	7
人工咽頭		6	35	48	47	41
点字器		2	1	1	1	2
ストマ装置		5,848	5,743	5,293	5,778	6,091
紙おむつ等		1,804	1,938	1,821	1,736	1,870
収尿器		4	4	8	5	7
T字状・棒状のつえ		22	21	15	15	9
パソコン周辺機器等		10	10	23	20	11
パルスオキシメーター		15	17	21	14	18
居宅生活動作補助用具		-	-	-	-	-
酸素ボンベ運搬車		-	-	-	-	-
酸素吸入装置		-	-	-	-	-
福祉電話		-	-	-	-	-
パーソナルコンピュータ		-	-	-	-	-
意思伝達装置		-	-	-	-	-
テープレコーダー		-	-	-	-	-
タイムスイッチ		-	-	-	-	-
カナタイプライター		-	-	-	-	-
電卓		-	-	-	-	-
秤		-	-	-	-	-
合計		7,993	8,095	7,475	7,930	8,388

※一印は制度がなかったもの。（ ）内の数字は児童分再掲。

※点字図書は申請・決定件数であり、書籍点数とは異なります（合計に含まれません）。

区 分		2010	2011	2012	2013	2014
住宅設備改善	成人(件)	34	40	47	46	29
	児童(件)					
	金額(千円)	14,245	20,589	23,432	19,574	20,506
改修アドバイス	件数	12	13	20	15	19
	金額(千円)	102	126	174	150	180

### ③ 難病医療患者ホームヘルパーの派遣

難病医療患者のため、家事及び介護を要する方の世帯を訪問し、家事及び介護の援助をします。

難病医療患者ホームヘルパーの派遣状況

単位：世帯

難病医療患者ホームヘルパーの派遣状況(単位：世帯)

年度	2010	2011	2012
利用世帯	3	1	1

※利用世帯数は3月31日時点での数値

※当事業は、2013年4月から障害者総合支援法内の事業となり、町田市独自の事業ではなくなるため、2012年度をもって統計を終了しています。

### ④ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある方が、日常生活を営むうえで、手話通訳・要約筆記者を必要とする場合に派遣します。

手話通訳者の派遣状況

(単位：件)

年度	生命・健康	権利の保持	福祉・職業	教育・文化	その他	計
2010	400	0	30	242	325	997
2011	456	0	56	207	366	1,085
2012	441	0	50	163	387	1,041
2013	420	0	27	212	467	1,126
2014	533	0	54	202	537	1,326

要約筆記者の派遣状況

年度	生命・健康	権利の保持	福祉・職業	教育・文化	その他	計
2010	10	0	0	1	49	60
2011	6	0	0	0	62	68
2012	1	0	0	2	55	58
2013	3	0	0	8	61	72
2014	8	0	0	7	49	64

⑤ 重度脳性麻痺者等介護人派遣

重度の脳性麻痺者等全身性障がい者で、独立して屋外活動をすることが困難な方に対して、障がい者が推薦した介護人の派遣費用を助成します。

重度脳性麻痺者等介護人派遣状況

年度	該当者（人）	延回数（回）	助成額（円）
2010	21	3,193	20,946,080
2011	21	2,940	19,286,400
2012	21	2,988	19,601,280
2013	19	2,724	17,869,440
2014	19	2,551	16,734,560

⑥ 身体障がい者・知的障がい者緊急一時保護事業

在宅の身体障がい者、知的障がい者を介護している家族等の疾病等により、介護が一時的に困難になった場合、市が社会福祉法人等に施設保護委託します。

身体障がい者・知的障がい者緊急一時保護事業利用状況

年度	身体障がい者			知的障がい者		
	施設数 （ヶ所）	ベッド数 （床）	利用延べ 日数 （日）	施設数 （ヶ所）	ベッド数 （床）	利用延べ 日数 （日）
2010	2	2	244	2	2	337
2011	2	2	292	2	2	463
2012	2	2	336	2	2	437
2013	2	2	346	2	2	420
2014	2	2	288	2	2	474

⑦ 障がい児（者）福祉員制度

身体又は知的障がい児・者の保護者が、所用で外出する場合、障がい児・者を一時的に預かります。

障がい児（者）福祉員 利用状況

年度	福祉員 登録者数（人）	利用件数（件）
2010	25	468
2011	21	397
2012	20	279
2013	19	264
2014	18	231

⑧ 身体障がい者緊急通報システム

一人暮らし等の在宅重度身体障がい者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保するために緊急通報機器を設置します。

身体障がい者緊急通報システム利用状況

年度	設置件数（件）
2010	2
2011	2
2012	2
2013	1
2014	1

⑨ 身体障害者・知的障害者相談員

障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う身体障害者相談員7人・知的障害者相談員5人（2014年度）を各地域の市民に委託しています。

⑩ 心身障がい者通院交通費の助成

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの方が通院に通ったときの交通費を一定条件のもとで助成します。

心身障がい者通院交通費の助成状況

年度	件数（件）	助成額（円）
2010	11,217	39,657,626
2011	11,168	39,467,203
2012	11,138	39,562,106
2013	11,359	40,895,024
2014	11,436	41,982,774

⑪ 在宅重度障害者福祉手当事業

障がい者及び障がい児がいる世帯の経済的負担軽減を図るため助成します。

(受給者数:人)

年度	障害児福祉手当	特別障害者福祉手当	経過的福祉手当	特別児童扶養手当	重度心身障害者福祉手当
2010	255	710	18	522	522
2011	260	699	18	529	515
2012	264	725	15	541	526
2013	276	741	15	569	535
2014	270	771	14	574	532

※12月末日現在

### ⑫ 心身障害者福祉手当事業

障がい者の経済的負担軽減を図るため助成します。

(受給者数:人)

年度	心身障害者福祉手当
2010	3,954
2011	3,944
2012	4,013
2013	4,031
2014	4,046

※12月末日現在

### ⑬ 情報提供

障がいに関する制度や問い合わせ先をまとめた「障がい者サービスガイドブック」を作成し配布しています。

## (2) 移動手段の確保

### ① 障がい者移動支援事業

一人で外出が困難な障がい者が、地域における自立生活や社会参加を促すために、外出の支援を行いました。2011年10月から、視覚障がい者の移動支援が、自立支援給付の同行援護へ移行しました。

	視覚	知的	知的児童	精神	肢体	肢体児童
2010年度利用登録者数	134	522	126	37	-	-
2010年4月～2011年3月末 利用時間数	28,877	29,982	7,418	1,219	-	-
2011年度利用登録者数	137	576	147	33	-	-
2011年4月～2012年3月末 利用時間数	14,748	33,009	8,598	1,262	-	-
2012年度利用登録者数	3	610	136	38	9	6
2012年4月～2013年3月末 利用時間数	266	35,441	9,541	1,548	261	309
2013年度利用登録者数	-	648	140	37	10	6
2013年4月～2014年3月末 利用時間数	-	37,631	8,784	1,732	514	380
2014年度利用登録者数	-	421	97	22	12	4
2014年4月～2015年3月末 利用時間数	-	41,118	8,534	1,173	792	500

② 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳をお持ちの方が運転免許を取得するための経費を一定額助成します  
(所得に応じた限度額あり)。

自動車運転免許取得費の助成状況

年度	件数 (件)	助成額 (円)
2010	3	473,800
2011	2	288,400
2012	4	628,300
2013	5	762,200
2014	3	494,400

③ 自動車改造費の助成

身体障害者手帳をお持ちの方が、運転免許証の条件を満たすために自動車の改造を必要とする場合、改造に要する費用を助成します (限度額あり)。

自動車改造費の助成状況

年度	件数（件）	助成額（円）
2010	7	655,700
2011	4	521,700
2012	11	1,222,515
2013	14	1,762,700
2014	4	535,600

## 5. 社会参加・自立の支援

### (1) 団体の育成等

#### ① 補助団体

心身に障がいのある方々の福祉事業団体に対し、市単独の補助金を交付します。

【 団 体 】

福祉事業団体

団体数
5

町田市身体障害者福祉協会	町田市知的障がい者育成会
町田市自閉症児者親の会（コスモス会）	町田市ダウン症児を守る会（こぼと会）
町田市障害児者を守る会（すみれ会）	

#### ② リス園・ダリア園の入園者数

町田市では、リス園・ダリア園といった施設の管理などを市内の福祉法人が行っています。

## 入園者数

(単位：人)

年度	リス園	ダリア園	計
2010	110,766	8,570	119,336
2011	111,201	11,220	122,421
2012	126,565	12,066	138,631
2013	147,406	10,482	157,888
2014	171,182	12,742	183,924

### (2) 生活支援・就労支援事業

#### ① 障がい者地域生活自立支援

在宅の障がい者を支援し自立と社会参加の促進を図ることを目的に、下記のような事業を総合的に行っています（特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワークに委託）。

- ・在宅サービスに関する相談支援・・・ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助
- ・社会資源活用のための支援・・・福祉機器の利用助言、生活情報の提供、住宅改修の助言など
- ・社会生活力を高めるための支援・・・社会生活力を高めるための訓練プログラム等の実施
- ・ピアカウンセリング・・・障がい者自身がカウンセラーとなって行う個別的支援・援助
- ・専門機関の紹介・・・利用者のニーズに応じた各種専門機関の紹介

### 生活支援事業利用状況

(単位：件)

年度	在宅サービスに関する相談支援	社会資源活用のための支援	社会生活力を高めるための支援	ピアカウンセリング	専門機関の紹介	計
2010	114	120	677	125	3	1,039
2011	110	100	806	170	1	1,187
2012	112	68	640	227	2	1,049
2013	153	95	617	149	0	1,014
2014	191	81	643	110	8	1,033

② 障がい者就労・生活支援センター

障がい(知的、身体、精神)のある方が、一般の事業所等で、安心して長く働き続けられるよう、就労・生活両面に渡って、一体的なサポートを行っています。

「りんく」(主に身体・知的・発達障がいの方対象)(社会福祉法人つるかわ学園に委託)、「Let's」(レッツ)(主に精神障がいの方を対象)(社会福祉法人富士福祉会に委託)の2センターがあります。

就職決定者の状況 単位：人

年度	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他
2010	3	16	19	0
2011	4	19	18	0
2012	7	19	23	0
2013	5	15	27	0
2014	4	19	21	0

(3) 余暇・スポーツ等

① 障がい者スポーツ大会

年1回、市内の障がい者が一堂に会し、スポーツやゲームを楽しむつどいです。

※スポーツ振興課との共催

スポーツ大会参加者

(単位：人(団体を除く))

年度	団体参加				個人参加		職員・ボランティア等		合計
	団体	障がい者	職員	家族	障がい者	家族等	市職員	その他	
2010	18	426	91	165	21	0	24	348	1,075
2011	16	423	172	107	18	2	26	288	1,036
2012	17	430	153	94	19	8	38	294	1,036
2013	15	409	171	80	19	15	34	282	1,010
2014	15	406	166	65	10	11	36	316	1,010

## ② 障がい児スポーツ教室

障がいのある18歳以下の方を対象に、体育館やプールで楽しみながら汗を流すことをねらいとしています。

障がい児スポーツ教室参加者

(単位：人)

	2011年度 登録者数	2011年度 延べ利用者数	2012年度 登録者数	2012年度 延べ利用者数	2013年度 登録者数	2013年度 延べ利用者数	2014年度 登録者数	2014年度 延べ利用者数
体育館	97	1,690	98	1,553	91	1,285	89	1,366
プール	45	693	48	708	55	751	65	913

## ③ 障がい者等いこいの家（協定宿泊施設）

町田市在住で身体障害者手帳、愛の手帳もしくは被爆手帳をお持ちの方が指定宿泊施設を利用する場合、利用料金の一部を補助していました（介護人を含む）。

この事業は2004年3月31日で廃止となりましたが、町田市と宿泊施設が利用協定を結び、比較的低額の協定料金での利用ができるようになりました。

障がい者等いこいの家 協定料金で利用できる施設 2014年度

	協定施設名	所在地
1	ホテル城山	神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207
2	箱根湯本ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184
3	箱根ホテル小涌園	神奈川県足柄下郡箱根町二の平1297
4	伊東小涌園	静岡県伊東市広野2-2-5
5	小松屋八の坊	静岡県伊豆の国市長岡1056-1
6	ホテル石庭	山梨県笛吹市石和町窪中島587
7	宙（そら）渡月荘金龍	静岡県伊豆市修善寺3455
8	ニューウェルシティ湯河原	静岡県熱海市泉107

## (4) 施設

### 指定管理施設

障がいがあり、一般の企業等で働くことの困難な方を対象に、働く場を提供するとともに、作業や生活訓練を通じて、社会生活への適応能力と自立（自律）心や生活技術を習得することを目的としています。

## 1) 大賀藕絲館

大賀藕絲館の通所者は「生活する力」「働く力」の習得を目標にして、日本古来の紅花とハスを材料として、様々な手工芸品作りや製菓の作業に取り組んでいます。製品には各種ドライフラワー、ハスの糸で織った「町田藕絲織・香袋」などがあり、そのうち「茄糸織コースター」と「蓮Ren～ハスの実ケーキ～」は町田市の名産品に認定されています。

市民の方には通年にわたり作業のお手伝いをさせていただいていますが、紅花とハスの収穫時期には作業協力者として特に多くの方にご協力をいただいています。

作業で蓄積した技術は「紅花染講習会」や「藍染講習会」ハスを材料とした「草木染講習会」を開催し、市民の皆様に提供しています。

通所者には働いて得られる作業賃金、旅行等の行事が毎日の生活の中で大きな励みとなっています。

なお、2003年度より、社会福祉法人まちだ育成会に業務を委託し、支援費制度対象施設への転換を図りました。2006年4月から指定管理制度を導入し、社会福祉法人まちだ育成会が管理業務を行っています。

また、2006年10月に障害者自立支援法制度の事業者指定を受け、「就労継続支援（B型）」事業を行っています。

※2013年4月、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

### 大賀藕絲館の実績

年度	通所者数 (人)	作業協力者 (延べ人数) (人)	販売実績 (円)
2010	51	370	9,655,778
2011	52	413	9,268,457
2012	61	279	9,703,408
2013	64	114	10,087,042
2014	67	96	10,757,745

## 2) 授産センター

授産センターは、働く意欲がありながら、就労の困難な方に働く場と仕事を提供し、生活に生きがいを与えるほか、心身の健全な発達を促すとともに、社会生活に必要な能力および生活の自立を図ることを目的として設立されたものです。

1階は「美術工芸館」として、2階は「授産場」として利用されています。

なお、2005年4月から「美術工芸館」の管理・運営と、2007年4月から「授産場」の管理・運営を社会福祉法人まちだ育成会に委託し、また全体としての「授産センター」を障がい福祉課に組織変更しました。

### ① 美術工芸館（1階）

「美術工芸館」では59人の障がいがある館員が干支・キャンドル等の製作をしています。

2005年度から、社会福祉法人まちだ育成会を指定管理者として業務を委託しました。2006年10月から障害者自立支援法の就労継続支援B型に移行しました。

※2013年4月、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

#### 干支配布・販売状況

単位：個

年 度	干支の種類	新 生 児	一 般 販 売	そ の 他	合 計
2010	卯	3,168	492 (419)	314	3,974
2011	辰	2,760	400 (254)	940	4,100
2012	巳	2,801	354 (320)	899	4,054
2013	午	2,654	226 (165)	1,046	3,926
2014	未	2,632	161 (129)	1,373	4,166

( ) 内の数字は干支（小）再掲

## キャンドル販売状況

単位：個

年 度	一 般 販 売
2010	3,775
2011	6,626
2012	3,035
2013	1,720
2014	862

### ② 授産場（2階）

「授産場」では60歳以上の高齢者等14人が、生きがいづくりと健康増進のために、ダイレクトメールの封入、健康食品の箱詰等を、市内および近県の企業の受託作業として行いました。

2007年度から社会福祉法人まちだ育成会を指定管理者として、業務の委託をしました。

## 受託作業の内容・受託金額

単位：円

年 度	袋 詰 め	ダイレクト メール	袋詰め製品 セ ッ ト	箱・ダン ボール組立	ボールペン 組立	そ の 他	合 計
2010	0	783,322	5,278,700	1,048,178	0	3,095,591	10,205,791
2011	0	707,296	2,168,916	1,276,529	0	1,918,177	6,070,918
2012	0	672,840	4,319,236	1,058,708	0	1,556,712	7,607,496
2013	0	742,380	3,568,638	1,071,734	35,152	890,943	6,308,847
2014	0	559,431	1,236,685	1,316,750	0	514,585	3,627,451

### 3) わさびだ療育園

町田市通所療育施設「わさびだ療育園」は、町田市内に居住する重度心身障がい者に対し、地域の中で豊かな生活を送るために、通所により日常生活の指導と訓練等を行う事によって、障がい者及び家族の在宅生活を援助し福祉の増進に寄与する

ことを目的として1997年7月1日に身体障害者デイケア施設として開設し、施設の管理・運営は社会福祉法人合掌苑が管理業務を行っています。

なお2006年4月から社会福祉法人合掌苑を指定管理者として業務の委託をしています。また2006年10月に障害者自立支援法制度の事業者指定を受け、「生活介護」事業を行っています。

※2013年4月、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

#### わさびだ療育園登録者数

年度	登録者数 (人)
2010	22
2011	22
2012	21
2013	22
2014	23

## 6. 精神障がい者への支援

### (1) 精神障がい者の現状

町田市における精神障がい者の状況を手帳の交付状況で見ると2015年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳の所持者は3,372人となっています。

2002年度に保健所から精神相談・事務事業等が市へ移管され、訪問・電話・面接等含め相談支援数は2002年度540件に対して、2014年度は2,664件になりました。2012年7月の庁舎移転以降、窓口での相談は増加しています。

内容は、一般相談・社会復帰相談が中心ですが、本人のみならず家族・近隣等からの依頼も増加しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数と相談件数

年度	所持者数 (人)	相談件数 ※1 (件)
2010	2,431	3,324
2011	2,666	2,745
2012	2,973	2,574
2013	3,233	2,709
2014	3,372	2,664

※相談は2002年度から実施

※所持者数と相談件数は3月31日時点での数値

窓口等相談者数(※1) (単位:人)

年度	実人数	内、新規者数
2010	190	69
2011	199	63
2012	311	177
2013	367	234
2014	449	275

2012年度の庁舎移転後から、窓口における相談希望者が年々増加しており、相談対応できる専任職員の配置を行っている。

(2) 精神障がい者地域生活支援センター

2011年10月に市内の精神障がい者支援団体全6法人による新体制で「まちだ地域生活支援センターコラボ」(旧さるびあ生活支援センター)が開所しました。

精神障がい者及びそのご家族の地域生活を支援するため、生活上の様々な不安や悩み等の相談及び助言を行っています。

※当該センターは、2015年4月1日から地域活動支援センターとして、単独法人への委託による運営に体制変更いたしました。

精神障がい者生活支援センター利用状況

年度	来所相談（件）	電話相談（件）
2010	972	5,327
2011 前期	414	2,503
2011 後期	315	1,314
2012	724	3,380
2013	641	3,852
2014	868	3,975

※2001年10月から実施、2011年10月から新体制で運営

※相談件数は利用延件数

※来所相談数・電話相談数の数値は3月31日時点での数値（2011年前期は9月30日時点）

(3) 精神障がい者及び家族の緊急一時保護事業（さるびあホーム）

精神障がい者の状態が悪く家族の身が危険な状況にある等の場合にその家族が一時避難的に利用し、また家族との関係に疲労した精神障がい者が一時避難的に利用する、滞在型の緊急一時保護事業です。

特定非営利活動法人 町田市障害者さるびあ会が行っている事業で、市は運営費補助金を支出しています。

さるびあホーム利用状況

年度	利用人数 (人)
2010	243
2011	327
2012	281
2013	290
2014	296

(4) 団体の育成等

精神障がい者社会福祉事業団体に対し、補助金を交付します。

福祉事業団体

町田市精神障害者家族会（さるびあ会）